

令和4年4月27日

保護者の皆さまへ

貝塚市教育委員会
教育長 鈴木 司郎
貝塚市立第五中学校
校長 宮瀧 秀一郎

園児児童生徒が新型コロナウイルス感染症における濃厚接触者となった場合の 待機期間について

日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、これまでも本校の園児児童生徒や教職員等が新型コロナウイルス感染症に罹患していることを確認した場合、濃厚接触者に対しても自宅待機していただくなど、対応を進めてきたところです。

この度、大阪府から要請されております、「年度替わりの集中警戒期間」が令和4年4月24日をもって終了することを受け、本市の園児児童生徒が濃厚接触者となった場合の待機期間については、大阪府の基準に準じることとします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、現時点での情報をもとに適切に対応することが重要となります。皆さまには、ご心配をおかけしておりますが、感染拡大防止のため、今後とも関係機関と連携して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

○園児・児童・生徒本人が濃厚接触者となった場合の待機期間について

- ・患者との最終接触日（0日）から7日間の自宅待機を行い、8日めに待機解除となります。
- ・自費検査として薬事承認された抗原定性検査キットにて4日め及び5日めの検査で陰性が確認できれば、5日めの陰性確認後に待機解除が可能となります。なお、この場合であっても健康観察は7日間お願いします。